第1-3表 特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数

(1) 新産業別最低賃金

(令和5年3月末現在)

業種	件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食料品 · 飲料製造業関係	7	4	171
繊維 工業 関係	5	7	145
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	83
印刷・同関連産業関係	1	4	36
塗料製造業関係	4	2	63
ゴム製品製造業関係	1	1	49
窯 業 · 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	3	107
鉄 鋼 業 関 係	20	31	1, 424
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	8	409
金属製品製造業関係	4	8	116
一般機械器具製造業関係	25	228	5, 007
精密機械器具製造業関係	7	7	221
電気機械器具製造業等関係	45	207	8, 503
輸送用機械器具製造業関係	33	140	8, 671
小計	168	652	25, 011
新聞 · 出版業関係	1	1	6
各種商品小売業関係	30	15	1, 930
自動車 小売業関係	23	217	2, 078
自動車整備業関係	1	10	32
道路貨物自動車運送業関係	1	3	19
小計	56	246	4, 065
숌 計	224	898	29, 076

(2) 旧産業別最低賃金

木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	21
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	25

総	合	計	226	903	29, 101

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサセス-活動調査等に基づき推計した数値である。
- 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人 未満の場合は全て「1(百人)」としている。

第1-7表 最低賃金時間額の全国加重平均額

(令和5年3月末現在)

	年度	令和4年度	(参考:令和3年度)
	事項別	円(件)	円(件)
	地域別最低賃金	961 (47)	930 (47)
	対前年度上昇率(%)	3. 33	3. 10
食	ま料品・飲料製造業関係	829 (7)	815 (7)
維	城 維 工 業 関 係	798 (5)	799 (5)
木	て材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
/	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845 (2)	838 (2)
印	D 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	850 (1)	792 (2)
塗	整料製造業関係	988 (4)	972 (4)
	ゴーム 製 品 製 造 業 関 係	915 (1)	915 (1)
製 (<u>築</u>) 造	ミ業・土石 製品 製造業関係	938 (4)	915 (4)
┃ ┃新┃業┃鐒	共 鋼 業 関 係	999 (20)	975 (20)
産業	ままりまた はまりまり はまりまた とりまた とりまた はいまま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はい	901 (9)	889 (9)
┃ ┃別┃ ┃	宝属製品製造業関係	937 (4)	922 (4)
特 最	- 般機械器具製造業関係	956 (25)	935 (25)
最賃	情密機械器具製造業関係	939 (7)	920 (7)
特定最低賃金	氢気機械器具製造業等関係	930 (45)	908 (45)
金	俞送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	972 (33)	951 (33)
	小計	952 (168)	930 (169)
新	所聞 · 出版業関係	879 (1)	853 (1)
各 非 -	子 種 商 品 小 売 業 関 係	849 (30)	845 (30)
製造	動車小売業関係	923 (23)	907 (23)
	動車整備業関係	923 (1)	892 (1)
道	直路貨物自動車運送業関係	910 (1)	910 (1)
	小計	887 (56)	877 (56)
	숌 計	943 (224)	923 (225)
	対前年度上昇率(%)	2. 17	1. 88
旧 産	業別 最低賃金	816 (1)	816 (1)
※1 木事(総合計の全額は、冬和道佐県に設定されている	942 (225)	922 (226)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金(地域別最低賃金を下回るものを 含む。)の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)		(0)		(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	5, 772	(1)	5, 772	(1)